

平成28年度 熱海商工会議所青年部 第4回研修会

「商標」業種を問わず知っておきたい6つのテーマ

(副題: はじめに知ってほしい商標登録のいろは)

2017年3月8日 @古屋旅館 会議室
弁理士 石原 幸典

研修のねらい

- ▶ そもそも商標登録って？
- ▶ どんな商売でも関係あること？
- ▶ 商号と商標は違う？
- ▶ 商標登録するメリットって？
- ▶ 商標登録しないとどうなる？
- ▶ 誰に相談すればいい？



まずは、弁理士って？

- ▶ 弁護士や税理士と同じ国家資格（経済産業省）
- ▶ 弁理士法（第1条）

「弁理士は、**知的財産**に関する専門家として・・・経済および産業の発展に資することを使命とする。」

⇒ **知的財産**に関する唯一の専門家

- ▶ 登録人数は約11,000人と少なめ
(参考) 弁護士: 約36,000人、税理士: 約75,000人
- ▶ 弁理士の平均年齢は49歳
(参考) 20代: 2% 30代: 25% 40代: 30% 50代: 20%
60代: 14% 70代: 7% 80代以上: 2%
- ▶ 熱海市内に事務所を構える弁理士はたった2人

知的財産って何だろう？

- ▶ 人間の知的な活動によって生み出された“目に見えない”財産

- ▶ 例えば...

より良い製品を目指し、苦労を重ねて生み出した新しい構造



発明(または考案)

- ▶ 他には...

家電製品などのデザイン(意匠)

個性のある音楽・絵画など(著作権)

門外不出のレシピなどの企業秘密(ノウハウ)

長年の経験が反映された各種社内マニュアル(ノウハウ)

- ▶ 土地、不動産、預金、宝石などは“目に見える”財産

“目に見えない”からこそ・・・

- ▶ “目に見えない”ということは、形がないこと

⇒ 隠したり、鍵をかけたりできない

⇒ ひとたび誰か目にすれば、簡単に真似されてしまう

- ▶ せっかく苦勞して生み出しても、どうせ簡単に真似されてしまうのなら、苦勞し甲斐がなくなってしまう・・・

⇒ 自分だけでは守ることが難しいからこそ、法律で守る仕組みが大切

商標って何だろう？

ポイント1

「商標」とは、「**商**」売「**標**」識

商標って何だろう？

- ▶ Q. 皆さんの商売(商品・サービス)のネーミング・ロゴは何ですか？

⇒ 自分の「商売」を他人の「商売」と区別してもらう「標識」として重要な役目

⇒ 商売をしている限り、業種・規模・歴史も関係ない

ABCせんべい

DEFせんべい

GHIせんべい

JKLせんべい

MNOせんべい

PQRせんべい

商標って何だろう？

- ▶ 商号と商標は別物

商号：自己を表示するために使用する名称→法務局

商標：商売(商品・サービス)を見分けるための標識→特許庁

- ▶ ただし、現実には・・・



守りたいのは何だろう？

- ▶ Q. 慣れない外国で喉が渴いた時、どちらの水を買いますか？



\$ 30.00



\$ 10.00

- ▶ Q. それはなぜですか？

守りたいのは何だろう？

- ▶ 「evian」と書いてあるだけで安心できるのはなぜ？

⇒ダノン社だけが「evian」というネーミングを使って、コツコツと信頼を獲得してきたから

- ▶ ダノン社だけが「evian」というネーミングを使っているのはなぜ？

⇒ダノン社が「evian」を商標登録しているから

守りたいのは何だろう？

ポイント2

商標そのものは価値がない

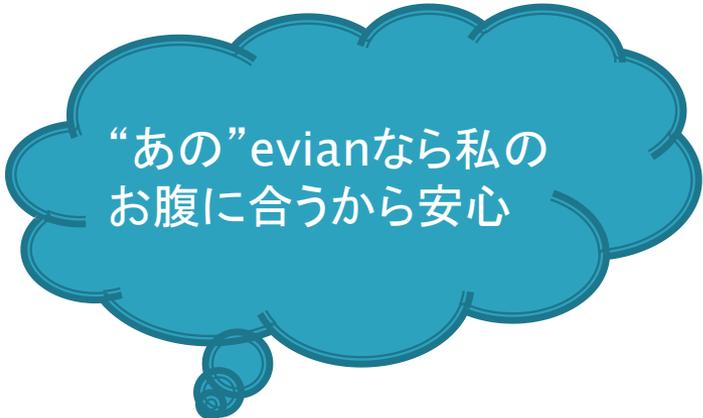
守りたいのは何だろう？

- ▶ 「evian」という商標そのものは単なる文字列

⇒ 商標そのものではなく、その商標に蓄積されたお客さんからの信頼・イメージ(“目に見えない”財産)に価値がある



“あの”evianなら品質は
大丈夫だろう



“あの”evianなら私の
お腹に合うから安心

守りたいのは何だろう？

ポイント3

守りたいのは、商標そのものではなく、
商標に蓄積された“目に見えない”財産

自分が使えればそれで良い？

- ▶ 商標は、登録しなくても使うことができる

⇒人と争いたくないし、自分が使えればそれでいいや

⇒長年使ってきたから、今さら登録しなくていいや

自分が使えればそれで良い？

- ▶ Q. 皆さんはだまって見過ごせますか？

食品製造販売の方：

そっくりの名前・ロゴの会社や商品が現れた

ホテル・旅館の方：

そっくりの名前・ロゴのラブホテルが現れた

飲食店の方：

そっくりの名前・ロゴの風俗店・ぼったくり店が現れた

自分が使えればそれで良い？

- ▶ Q. 大切なお客さんが紛らわしい商品を間違えて買ってしまったと知ったら、どう思いますか？

孫が大好きなお土産をおばあちゃんがいつものように買って帰ったら、実は紛らわしい偽物だった...

- ▶ Q. 紛らわしい商品の悪評がいつの間にか自分の商品の悪評として広まっているとしたら、どう思いますか？

紛らわしい商品がとんでもなく不味い...

お客さんが「好きだけど、悪評が広まっている商品だから恥ずかしい」と感じている...

自分が使えればそれで良い？

- ▶ 自分の商標をしっかりと商標登録していないと、原則としてどうすることもできない

自分が使えればそれで良い？

ポイント4

商標登録することは、自分だけでなく、
お客さんも大切にすること

商標登録しないと何が怖い？

- ▶ 以下のような事態が起きることを想像してみてください

食品製造販売の方：

看板商品の名前・ロゴが明日から使えなくなる
⇒ラベルの張り替え、カタログの廃棄 など...

ホテル・旅館の方：

宿の名前・ロゴが明日から使えなくなる
⇒看板の撤去、備品の廃棄、旅行代理店との調整 など...

飲食店の方：

店舗の名前・ロゴが明日から使えなくなる
⇒看板の撤去、備品の廃棄、予約サイトとの調整 など...

商標登録しないと何が怖い？

- ▶ 商標は、商品・サービス、さらには商売全体の「顔」そのもの
 - ▶ 商標のトラブルはある日突然巻き込まれる
 - ▶ トラブルに巻き込まれた頃には、業務への影響や金銭的なダメージなどが深刻なレベルに進んでいるケースが少なくない
(損害賠償額が膨らむまで敢えて泳がせているケースも)
 - ▶ 交渉で解決を図るにしても、立場としては圧倒的に不利
- ⇒ 商標を軽視することは、深刻な経営リスク

商標登録できなかったら？

- ▶ 商標登録の申請は、必ず受理されるわけではない
- ▶ 受理されなかった場合に大切なことは、受理されなかったことではなく、受理されなかった理由

類似する商標が既に登録されていた？

そもそも商標登録できない商標だった？

⇒ 類似する商標が既に登録されていた...ということとは？

⇒ そもそも商標登録できない商標であった...ということとは？

商標登録できなかったら？

- ▶ 一番良くないのは、特許庁(国)の判断や弁理士の判断を参考にせずに、勝手に安心してしまったり、勝手に諦めてしまったりすること

商標登録できなかったら？

ポイント5

商標登録の申請は、登録に至っても、登録に至らなくても、価値がある

商標登録っていくらかかる？

- ▶ 特許庁があらゆる商品・サービスを計45区分に分類
- ⇒ 弁理士費用・印紙代は、商標を使用する商品・サービスが当てはまる区分の数に応じて変動
- ▶ 当てはまる区分の数が1つの場合、総額12万円～15万円
- ▶ 申請してから登録されるまでに、半年～1年ほどかかる
- ▶ 「**®**」マークは商標登録済みの目印

その他、大切なこと

- ▶ 弁理士とは10年・20年単位のお付き合いになる
- ▶ ネットワークは弁理士を選ぶ大切な基準の一つ
- ▶ 弁理士には専門分野がある
- ▶ 商標登録はコンプライアンスの一環

今後お伝えしたいこと

- ▶ 商標登録は先手必勝？
- ▶ 既に長年使っている商標は今さら登録する必要ない？
- ▶ 商標登録が受理されるかどうかは予測できる？
- ▶ そもそも商標登録できない商標がある？

など

ありがとうございました



弁理士 石原 幸典

Since 1980

石原国際特許事務所

東京都渋谷区渋谷1-8-6 宮益坂STビル9F

静岡県熱海市春日町13-25 熱海スカイハイツ404

<http://www.ishihara-pat.jp/>

資料

▶ 商標法

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需
要者の利益を保護することを目的とする。

資料

- ▶ 特許などの知的財産を融資の判断材料にする動きが拡大

背景:

金融庁が金融機関に対して、企業の事業内容を見る「事業性評価」を強化して融資するように求めている。

金融機関の動向:

企業が保有する特許などの知的財産の独自性・市場性・成長性を融資の判断材料にする動きが広がっている。

弁理士の役割:

金融機関には知的財産の市場性等を見極める専門家がないため、外部の弁理士が知的財産の独自性・市場性・成長性を分析し、金融機関が第三者評価として活用できる評価書を策定する。

資料

▶ フランク三浦事件の本質は？

- (1) 同一または類似の商標を
- (2) 同一または類似の商品・役務に
- (3) 使用する行為

⇒ 商標権の侵害！

商品は？

フランク三浦の商品： 時計

FRANCK MULLERの商品： 時計

商標は？

フランク三浦 vs FRANCK MULLER

資料

- ▶ フランク三浦事件の本質は？

フランク三浦 vs FRANCK MULLER

商標が類似かどうかをどのように判断する？

- (1) 外観(見た目)
- (2) 称呼(読み方)
- (3) 観念(イメージ)
- + (4) 取引の実情

FRANCK MULLERの時計を買うつもりの人が間違ってフランク三浦の時計を買ってしまう？
ex. 価格帯、商標の称呼だけで商品を区別して取引されるのか

(参考)

特許庁は行政庁 → 画一的・統一的な判断が求められる

裁判所は司法機関 → 当事者間の個別具体的な紛争解決を行う

資料

- ▶ フランク三浦事件の本質は？

外観がそっくりな商品(時計)を販売することが認められたわけではない！



意匠法や不正競争防止法など、知的財産分野の他の法律の問題はあり得る

資料

▶ PPAP事件の本質は？

「業務上の信用を図る」・・・自己の業務上の信用を図る

商標法第3条第1項

自己の業務に係る商品または役務について使用する商標については・・・商標登録を受けることができる。

商標法第4条第1項

次に掲げる商標については・・・商標登録を受けることができない

7. 公序良俗を害するおそれがある商標

10. 他人の商標として有名な商標と同一または類似の商標

15. 他人の業務と混同を生ずるおそれがある商標

19. 他人の商標として有名な商標と同一または類似の商標であって、不正の目的(図利・加害等)をもって使用する商標

資料

▶ 新しいタイプの商標

2015年4月から新たに登録の対象となった商標

- ・色の商標
- ・音の商標 など

▶ 色の商標の実例(日本における初の登録実例)

